

採用決定者が入社後、本人の責めに帰すべき事由により、3ヶ月以内に退職した場合は、その期間に応じて以下の割合で支払われた報酬を返還するものとする。

1ヶ月以内 75%、 2ヶ月以内 50%、 3ヶ月以内 25%